

# 環境アセスメント

## 札幌市環境影響評価条例

環境影響評価(環境アセスメント)とは、事業者が事業の実施にあたり、あらかじめその事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかについて調査・予測・評価を行い、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく制度です。札幌市では、事業者・市民・市のコミュニケーションを重視した環境アセスメントを行うため、札幌市環境影響評価条例を制定し、運用しています。

### 札幌市環境影響評価条例の対象事業一覧

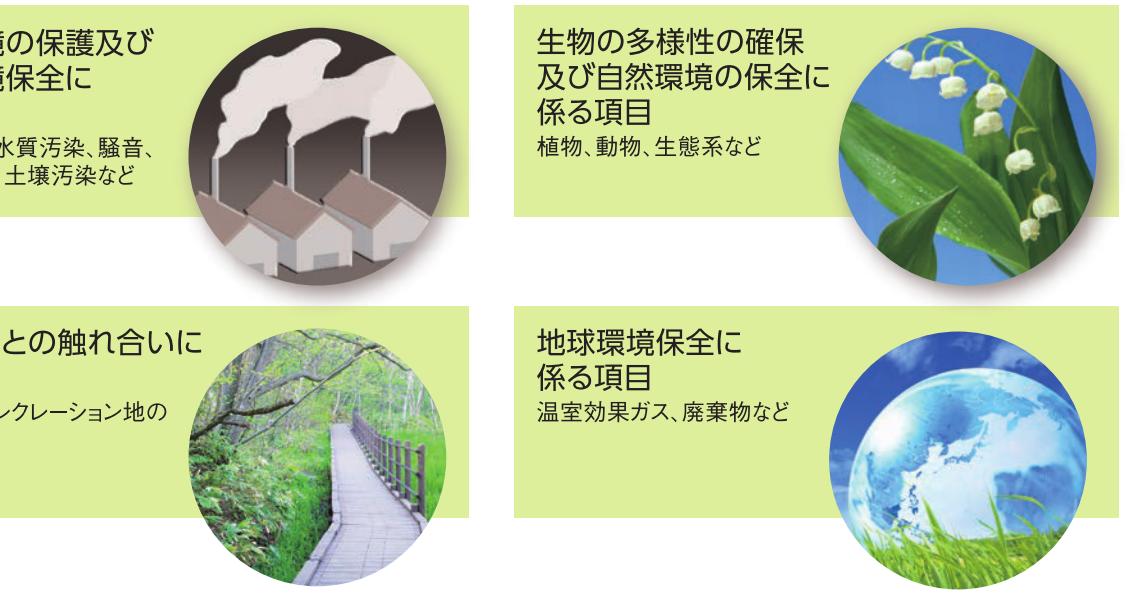
手続の対象となる事業には、必ず環境影響評価を行う「第一種事業」と、特定地域で実施されるときに環境影響評価の必要性を個別に判断する手続を行う「第二種事業」があります。

事業の種類	規模要件	
	第一種事業	第二種事業
1 道路	国道・道道・市道 その他の道路	4車線以上かつ長さ5km以上 2車線以上かつ長さ3km以上
	林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上 幅員6.5m以上かつ長さ4km以上
2 河川	ダム	貯水面積50ha以上 貯水面積20ha以上
	堰(せき)	湛(たん)水面積50ha以上 湛(たん)水面積20ha以上
	放水路	改変面積50ha以上 改変面積20ha以上
3 鉄道等	普通鉄道、軌道	長さ5km以上 長さ2km以上
4 飛行場	飛行場の設置 滑走路の新設	滑走路の長さが1,250m以上
	滑走路の延長	250m以上(延長後の滑走路の長さが1,250m以上となるものに限る) すべて
5 発電所	水力発電所	出力15,000kW以上 出力6,000kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上 出力30,000kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上 出力2,000kW以上
	風力発電所	出力1,500kW以上
	太陽電池(太陽光) 発電所	施行区域面積50ha以上又は 出力20,000kW以上 施行区域面積20ha以上
6 廃棄物処理施設	最終処分場	埋立面積15ha以上 埋立面積6ha以上
	その他の 処理施設	施行区域面積15ha以上又は 焼却処理能力1日100トン以上 施行区域面積6ha以上又は 焼却処理能力1日40トン以上
7 下水処理施設(※)	計画処理人口10万人以上又は 焼却処理能力1日100トン以上	計画処理人口4万人以上又は 焼却処理能力1日40トン以上
8 特定工場(※)	排出ガス量1時間40,000m <sup>3</sup> 以上 又は排出水量1日5,000m <sup>3</sup> 以上	排出ガス量1時間16,000m <sup>3</sup> 以上 又は排出水量1日2,000m <sup>3</sup> 以上
9 大規模建築物(※)	延べ面積10万m <sup>2</sup> 以上 かつ建築物の高さ100m以上	延べ面積4万m <sup>2</sup> 以上 かつ建築物の高さ40m以上
10 土地区画整理事業		
11 新住宅市街地開発事業		
12 流通業務団地造成事業		
13 工業団地造成事業	施行区域面積50ha以上	
14 住宅団地造成事業		施行区域面積20ha以上
15 農用地造成事業		
16 レクリエーション施設		
17 土石採取事業(※)	採取面積20ha以上	
18 建築物その他の工作物の新設又は 増改築を目的として行われる一連の 土地の形状の変更(1~17を除く)の事業	施行区域面積50ha以上	施行区域面積20ha以上
19 複合開発事業(10~18までに掲げる 事業種を複合して行う事業)	施行区域面積50ha以上	施行区域面積20ha以上

この表は、条例施行規則別表1を要約したものです。詳細については条例施行規則の別表1を参照してください。これらの事業が環境影響評価法の対象事業であるときは、この条例は適用されません。※印の事業種は、環境影響評価法及び北海道環境影響評価条例では対象としている事業です。

### 対象となる項目

調査、予測及び評価の対象となる項目を大きく区分すると次のとおりです。



### 特定地域

特定地域とは、事前配慮及び環境影響評価の手続を行うに当たり、特に環境の保全に配慮する必要がある地域として、市長が指定する地域のことといいます。

出典:国土地理院発行電子地形図



札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

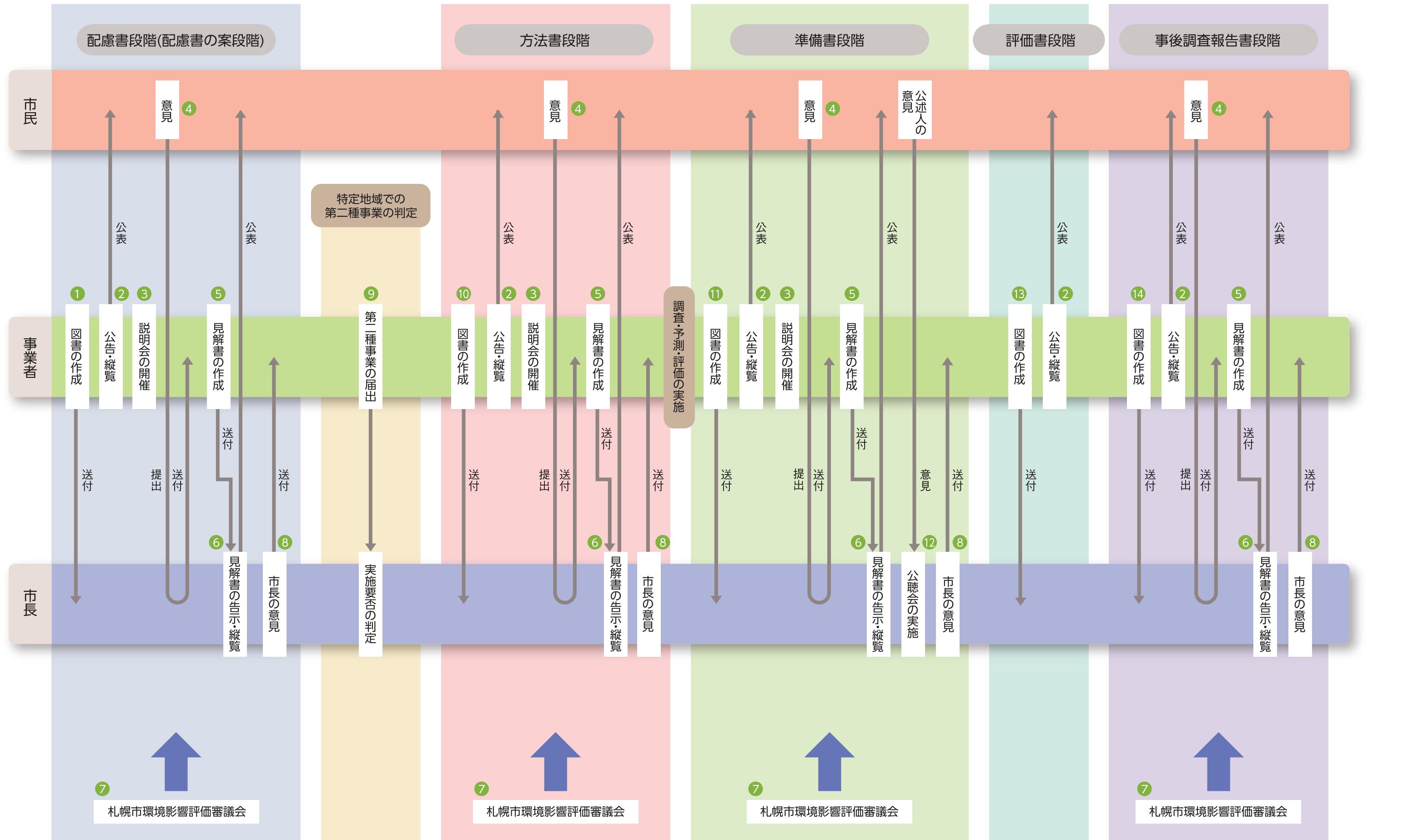
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL 011-211-2879 FAX 011-218-5108

URL <https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment>



## 札幌市環境影響評価条例の手続フロー図



### ①図書の作成[配慮書(の案)]

事業者は、事業の計画について複数の案を設定し、それぞれの案が環境に及ぼす影響を比較した計画段階環境配慮書を作成します。

### ⑧市長の意見

市長は、寄せられた意見や審議会の答申を踏まえて図書の内容を検討し、事業者に対して環境保全の見地からの意見を述べるとともに、その意見を記載した書面を公表します。

### ②公告・縦覧

事業者は図書を作成した際は、日刊新聞等への掲載等により公告するとともに、図書を市役所、区役所等に備え置いて、市民のみなさんに公表します。また、同時に事業者のウェブサイトでも公表します。

### ⑨第2種事業の判定(スクリーニング)

第2種事業について、事業の内容や事業が実施される地域の環境の状況等を考慮して、方法書以降の手続を行う必要があるかどうかを判定します。

### ③説明会

事業者は、図書の記載内容を市民のみなさんに周知するため、説明会を開催します。

### ⑩図書の作成[方法書]

環境影響評価を実施する前に事業計画の内容、環境影響評価の項目や実施方法を選定する環境影響評価方法書を作成します。

### ④環境の保全の見地からの意見

環境の保全の見地からの意見を有する方はどなたでも、市長あて、図書の内容について意見を述べることができます。

### ⑪図書の作成[準備書]

事業者は、環境影響の調査結果や環境保全措置の検討結果を記載した環境影響評価準備書を作成します。

### ⑫公聴会

市長は、準備書の内容及び準備書に寄せられた意見に対する事業者見解について広く意見を聞くため、公聴会を開催します。

### ⑬図書の作成[評価書]

事業者は、準備書の手続を通じて出された市長意見、環境の保全の見地からの意見を踏まえて準備書の記載事項について検討し、必要に応じて修正を行った上で環境影響評価書を作成します。

### ⑭図書の作成[事後調査報告書]

事業者は、評価書に記載した事後調査計画に基づき事後調査を実施し、その結果を記載した事後調査報告書を作成します。